

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示書類)

令和 8 年 7 月 1 日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

令和 8 年 7 月 1 日

吸収合併に関する事後開示書類

大阪市北区中之島三丁目 6 番 3 2 号

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

代表取締役 下村 隆彦

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（以下「当社」といいます。）は、CMケア株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で、令和 8 年 2 月 24 日付で締結した吸収合併契約に基づき、令和 8 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、CMケア株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

令和 8 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 株主の差止請求

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社に対し、株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和 8 年 3 月 23 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に対する個別催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 23 日付で官報公告及び電子公告を行いました。同条第 2 項第 4 号の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙「吸収合併にかかる事前開示書面」のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併の効力発生日である 令和 8 年 7 月 1 日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

令和8年3月23日

吸収合併にかかる事前開示書面

大阪市北区中之島三丁目6番32号
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
代表取締役 下村 隆彦

大阪市北区中之島三丁目6番32号
CMケア株式会社
代表取締役 伊田 幸太

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（以下「吸収合併存続会社」といいます）及びCMケア株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます）は、下記のとおり吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事項を会社法に基づき本店に備置いたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、株主構成に変動がないため、合併対価を定めないことは合理的です。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を近畿財務局に提出しております。金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」のとおりであり、その他に該当する事項はございません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の存続会社においては、財務基盤が強化されることにより、既存債務の履行に支障を生じる見込みはありません。また、直近の財務諸表に基づき、自己資本比率・流動比率等の健全性が確認されています。

8. 備置き開始後の変更に関する事項

備置き開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに変更後の内容を本店に備え置き、閲覧に供します。

以 上

別紙 1

合併契約書

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（以下「甲」という。）とCMケア株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（効力発生日）

効力発生日は、令和8年7月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、期日を変更することができる。

第3条（合併対価の交付及び割当）

甲は、乙の全株式を所有しているので、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む）の交付を行わない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第5条（合併契約の承認）

甲は会社法第796条第2項により、乙は会社法第784条第1項により、本契約について株主総会の承認を経ずに合併するものとする。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

第7条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲および乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第8条（解散費用）

本合併の効力発生日以降において、乙の解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙が協議の上、これを決定する。

第10条（管轄）

甲及び乙は、本契約に起因しまたは関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本契約書を電子署名により締結します。

本契約は、当事者双方が電子署名を完了した時点で効力を生じ、紙媒体による契約書と同等の法的効力を有します。

令和8年2月24日

甲 大阪市北区中之島三丁目6番32号
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
代表取締役 下村 隆彦

乙 大阪市北区中之島三丁目6番32号
CMケア株式会社
代表取締役 伊田 幸太

別紙 2

事業報告

2024年7月2日から
2025年6月30日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかに回復する一方で、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクや、物価上昇の継続による個人消費の下振れリスクが懸念され、景気の先行きは不透明感が見受けられます。

介護業界におきましては、今後も高齢者人口は増加していき、これにともない高齢者単独世帯も増加し、介護サービスに対する需要拡大が見込まれます。一方で、異業種からの新規参入により競争が激しさを増しています。加えて、介護職における雇用情勢につきましては、2025年6月の有効求人倍率は3.76倍（全国平均・常用（パート含む））と全職種平均の1.05倍を大きく上回り、介護職員の確保が引き続き課題となっているなど、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような状況の中で、当社は親会社である株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（以下、親会社）の企業理念である「高齢者生活サービスを中心として、お客様お一人おひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」に則って、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスの提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

上記の結果、売上高は685,698千円、営業利益は5,927千円、経常利益は18,162千円、当期純利益は294,921千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、運転資金に充当する為、親会社から200,000千円の借入れを行いましたが、当事業年度中に返済しております。

(3) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

高齢者人口がさらに増加する日本の都市部において、老人ホームの需要が一層高まることが予想されます。今後の介護サービス需要の拡大にともない懸念される労働力不足の問題は、当社におきましても重要な経営課題と認識しており、従業員の定着率の向上のため、長期的な労働力確保を視野に入れた新卒採用の強化や従業員の処遇改善の充実、キャリアパス制度の適切な運営、実践に即した教育研修の実施などの取り組みを進めてまいります。

また、将来の労働力不足を見据え、IT機器やAIの導入、人員配置の最適化等により、サービスの質を向上させつつ、業務の効率化・省力化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	2025 年 6 期
	第 1 期
売上高 (千円)	685,698
経常利益 (千円)	18,162
当期純利益 (千円)	294,921
1 株当たり当期純利益	2,949,217 円 24 銭
総資産 (千円)	1,340,756
純資産 (千円)	966,410
1 株当たり純資産	9,664,101 円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

親会社は、当社の株式を 100 株(出資比率 100.0%)保有しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は介護付有料老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所の経営ならびに運営管理をしております。

(8) 主要な営業所

名称	所在地
本社	大阪市北区
チャーム大森	東京都大田区
チャーム新川崎	神奈川県川崎市
和音	神奈川県川崎市
きびたき	神奈川県川崎市

(9) 従業員の状況

(2025 年 6 月 30 日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
110 名	一名	—	—

(注 1) 上記人数のうち、取締役は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025 年 6 月 30 日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 1,000 株

(2) 発行済み株式の総数 普通株式 100 株

(3) 株主数 1 名

(4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数		合計株式
	普通株式	合計株式	出資比率
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	100 株	100 株	100.0%

3. 会社役員に関する事項 (2025 年 6 月 30 日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
伊田 幸太	代表取締役	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション執行役員首都圏介護事業部長

(注) 当社は、会社法 326 条に基づき、取締役を 1 名のみ選任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

令和 7年 6月30日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 1,101,207,870】	【流 動 負 債】	【 314,384,024】
現 金 ・ 預 金	922,032,031	買 掛 金	9,283,890
売 掛 金	76,727,064	未 払 金	21,701,789
貯 蔵 品	1,220,475	未 払 法 人 税 等	169,004,600
立 替 金	1,637,413	未 払 費 用	13,216,809
未 収 入 金	24,923,287	前 受 金	2,467,900
前 払 費 用	14,452,811	預 り 金	70,930,625
金 銭 の 信 託	60,214,789	賞 与 引 当 金	9,985,011
【固 定 資 産】	【 239,548,913】	未 払 消 費 税 等	17,793,400
[有 形 固 定 資 産]	[102,271,853]	【固 定 負 債】	【 59,962,659】
建 物	52,605,084	退 職 給 付 引 当 金	8,962,659
建 物 附 属 設 備	45,947,133	預 り 保 証 金	51,000,000
構 築 物	1,447,783		
車 両 運 搬 具	5	負 債 合 計	374,346,683
工 具 器 具 備 品	9,323,843	純 資 産 の 部	
減 価 償 却 累 計 額	△7,051,995	【株 主 資 本】	【 966,410,100】
[無 形 固 定 資 産]	[20,257,578]	[資 本 金]	[10,000,000]
ソ フ ト ウ ェ ア	10,207,578	[資 本 剰 余 金]	[661,488,376]
施 設 利 用 権	10,050,000	資 本 準 備 金	661,488,376
[投 資 そ の 他 の 資 産]	[117,019,482]	[利 益 剰 余 金]	[294,921,724]
差 入 保 証 金	94,076,936	(そ の 他 利 益 剰 余 金)	(294,921,724)
他 投 資 等	8,599,273	繰 越 利 益 剰 余 金	294,921,724
繰 延 税 金 資 産	14,343,273	純 資 産 合 計	966,410,100
資 産 合 計	1,340,756,783	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,340,756,783

損 益 計 算 書

自 令和 6年 7月 2日

至 令和 7年 6月30日

(単位：円)

科 目	金 額	
【純 売 上 高】		
売 上 高	685,698,388	685,698,388
【売 上 原 価】		
当期製品製造原価	636,043,422	636,043,422
売 上 総 利 益		49,654,966
【販売費及び一般管理費】		43,727,224
営 業 利 益		5,927,742
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	92,079	
雑 収 入	13,030,475	13,122,554
【営 業 外 費 用】		
支払利息・手形売却損	887,671	
雑 損 失	470	888,141
経 常 利 益		18,162,155
【特 別 利 益】		
固 定 資 産 売 却 益	431,434,995	431,434,995
税引前当期純利益		449,597,150
法人税、住民税及び事業税		169,018,699
法 人 税 等 調 整 額		△14,343,273
当 期 純 利 益		294,921,724

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 7月 2日
至 令和 7年 6月30日 (単位：円)

	株主資本									純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
						任意積立金	繰越利益剰余金				
当期末残高	0	0		0			0	0		0	
当期変動額											
新株の発行	10,000,000									10,000,000	
企業結合による増加		661,488,376		661,488,376						661,488,376	
当期純利益							294,921,724	294,921,724		294,921,724	
当期変動額合計	10,000,000	661,488,376	-	661,488,376	-	-	294,921,724	294,921,724	-	966,410,100	
当期末残高	10,000,000	661,488,376		661,488,376			294,921,724	294,921,724		966,410,100	

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

事業年度の末日における発行済株式数
普通株式 100 株